

## 広島市「女性と若者が輝く企業」認定要領

### 1 目的

働く女性と若者の支援に積極的に取り組む企業を広島市「女性と若者が輝く企業」に認定し、特典を付与することにより、地元企業における女性や若者のための良質な職場環境づくりを推進する。

### 2 対象

(1) 本認定の対象は、次のア及びイのいずれにも該当する者で、次項「3 認定基準」の認定基準を満たす者とする。

ア 市内に本社又は主たる事業所を有する事業者

イ 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条で定める中小企業者及び小規模企業者

(2) 前号の規定に関わらず、次のアからオのいずれかに該当する事業者は、認定対象者に該当しないものとする。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行っている場合

イ 過去 3 年間に職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）第 35 条第 2 項第 2 号の規定による取消し又は撤回（当該取消し又は撤回の対象となった者の責めに帰すべき理由によるものを除く。）を行った場合

ウ 過去 1 年間に労働者に対する退職の勧奨又は労働者の解雇（労働者の責めに帰すべき理由によるものを除く。）を行った場合

エ 労働関係法令に違反する重大な事実があると認められる場合

オ その他当該認定にふさわしくない行為があったものと認められる場合

### 3 認定基準

次の(1)から(3)のいずれかに該当する者を認定する。

(1) えるぼし認定（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）第 9 条の認定）を受けている者であって次のアからウの全ての要件を満たす者。

ア 雇用する労働者の労働時間及び法定時間外労働について、青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成 27 年厚生労働省令第 155 号。以下「若者雇用促進法施行規則」という。）第 9 条第 3 号ハの基準を満たしていること。

イ 新卒者の採用者数等の青少年雇用情報（若者雇用促進法施行規則第 9 条第 4 号に規定する情報）を公表していること。

ウ 次の(ア)又は(イ)のいずれかの要件を満たしていること。

(ア) 新卒者の離職率について、若者雇用促進法施行規則第 9 条第 3 号イの基準を満たしていること。

(イ) 雇用する労働者の有給休暇取得状況について、若者雇用促進法施行規則第 9 条第 3 号ニの基準を満たしていること。

(2) ユースエール認定（青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和 45 年法律第 98 号）第 15 条の認定）を受けている者であって次のアからエのいずれかの要件を満たす者。

ア 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画又は次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく一般事業主行動計画を策定していること。

イ 直近の事業年度における管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合が、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号。以下「省令」という。）第8条第1項第1号イ(4)の産業ごとの平均値以上であること。

ウ 男女別の採用における競争倍率を同程度とすることについて、省令第8条第1項第1号イ(1)の基準を満たしていること。

エ 過去に本市の男女共同参画推進事業者表彰を受けていること。

(3) えるぼし認定及びユースエール認定の両方を受けている者。

#### 4 認定方法

(1) 認定を受けようとする企業は、広島市「女性と若者が輝く企業」認定申請書（様式1）に必要な書類（様式2から様式4のほか認定を行う上で必要と認められる書類）を添えて、市長に提出するものとする。

(2) 市長は、前号の申請書を受理したときは、第3項の基準に基づき、広島市「女性と若者が輝く企業」の認定を行うものとする。

(3) 市長は、前号の規定により認定を行ったときは当該企業（以下「認定企業」という。）に対し、認定証（様式5）を交付するものとする。

#### 5 認定に伴う特典

(1) 広島市「女性と若者が輝く企業」の名称の企業案内等での使用

(2) 市ホームページや市刊行物等での認定企業の紹介

(3) 競争入札における加点評価

(4) 経営支援アドバイザー派遣の支援

(5) 男女共同参画・子育て支援資金の利用

#### 6 変更・廃止

認定企業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広島市「女性と若者が輝く企業」認定（変更・廃止）届（様式6）により、市長に届け出なければならない。

(1) 企業の名称を変更したとき。

(2) 企業の所在地を変更したとき。

(3) 第2項の対象又は第3項の基準に適合しなくなったとき。

(4) 合併・解散等による企業組織の変更、事業の休止又は廃止等があったとき。

#### 7 基準適合の確認

認定企業は、毎事業年度終了後、1か月以内に企業情報報告書（様式4）を市長に提出するものとする。

#### 8 認定の取消し等

(1) 市長は、企業が認定企業として適当でなくなったと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(2) 認定を取り消された企業は、速やかに認定証を返還しなければならない。

#### 9 認定証の再交付

認定企業は、認定証を紛失し、又は破損したときは、広島市「女性と若者が輝く企業」認定証再発行申請書（様式7）を市長に提出し、その再発行を受けることができる。

## 10 暴力団の排除

(1) 市長は、事業者が次のアからウのいずれかに該当するときは、この要領に定める他の規定に関わらず、広島市「女性と若者が輝く企業」として認定しないものとする。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(2) 市長は、事業者が前号のいずれかに該当したときは、第4項に規定する認定を取り消すことができる。

## 11 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項については、経済観光局雇用推進課長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年10月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月17日から施行する。